野田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年９月３０日

野田市教育委員会教育長　　染　谷　　篤

野田市教育委員会訓令第２号

野田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

野田市教育委員会事務決裁規程（昭和６２年野田市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項中「係長」の次に「又は上席の職員」を加える。

附　則

この訓令は、令和８年１０月１日から施行する。